

# 高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成について

下記の条件に当てはまる方は無料で受けられます！  
今年度対象の方には、既に個別にご案内をしています。

## 【定期接種】

●対象者 日高町に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- 1 平成26年度から平成30年度までの間の当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方（平成30年度に関しては表1を参照してください）
- 2 満60歳から満65歳未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

上記、いずれも過去に町の高齢者肺炎球菌予防接種費の助成を受けたことのある方や、他町の医療機関で高齢者肺炎球菌予防接種を受けた方は対象になりません。

※平成31年度以降の対象者については、改めて国で検討することとなっています。

表1 平成30年4月1日～平成31年3月31日までの対象者

年齢	生年月日
65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生の者
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生の者
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生の者
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生の者
85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生の者
90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生の者
95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生の者
100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日生の者

●助成額 全額

※対象となる方には、今年5月に案内文書を送付していますので、ご確認ください。

## 【日高町独自の任意助成事業】

日高町に住所を有し、満70歳以上で上記の定期接種対象以外の方

過去に町の高齢者肺炎球菌予防接種費助成を受けたことのある方は対象になりません。

〈申し込み〉医療機関に直接お問い合わせください。

〈助成方法〉①指定医療機関で接種した場合：町から1人につき5,000円を医療機関に支払いますので、予防接種を受ける方は、医療機関が定める金額から5,000円を差し引いた額を自己負担として医療機関窓口で支払ってください。

②指定医療機関以外で接種した場合：償還払いとなります。領収書、予防接種済証、印鑑を持参し、助成の申請を受付窓口で行ってください。

※対象にならない方は、これまでどおり全額自己負担となります。

〈指定医療機関〉門別国保病院、富川国保診療所、日高国保診療所、勤医協厚賀診療所

〈償還払受付窓口〉日高町役場健康増進課、日高総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所

## 【お問い合わせ先】

日高町役場 健康増進課 健康増進グループ 電話 01456-2-6571

日高総合支所 地域住民課 健康・介護グループ 電話 01457-6-3173

# 「シニア無料出前講座」をご活用ください！！

知っておくと役立つ情報を各テーマに、それぞれ詳しい担当者がわかりやすくお伝えします。  
団体の集まりのほか、少人数のお友達同士の集まりにも出向きます。  
自分のため家族のために、是非活用してください。  
希望されるテーマを決めて、日時・会場・概ねの参加人数と共にお申し込みください。  
なお、企業の顧客等を招いての講座開催はお断りしています。

## ◎出前講座のテーマ一覧

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ① 絶対ひっかからない！俺おれ詐欺対策 | ⑥ 払ってる介護保険料の使い道     |
| ② 認知症サポーター養成講座      | ⑦ 高齢者のための防災講座       |
| ③ 足腰の鍛え方            | ⑧ 介護保険をうまく使う方法      |
| ④ 自分の歯を守る方法         | ⑨ ボランティアがしたい人のための講座 |
| ⑤ 高齢者の気をつけたい病気      | ⑩ 食べて健康な体を作る        |

## 【お申し込み・お問い合わせ先】

門別地域包括支援センター 01456-2-6789  
日高地域包括支援センター 01457-6-2343

## 平取町外 2 町衛生施設組合からのお知らせ

### ●ごみ直接搬入の規制を延長します。

焼却施設の煙突改良工事における追加工事の発生により、焼却停止期間を延長します。  
直接搬入の受付規制も次のとおり延長しますので、ご理解とご協力をお願いします。

(変更前) 平成30年 8 月 4 日まで → (変更後) 平成31年 1 月 31 日まで午前 8 時 40 分から  
午前 11 時 30 分までの受付を継続します。

### ●指定袋の“容量”や“重量”を守りましょう！

#### 容量の超過



#### 重量の超過



空きびんは 1 袋 10kg 以内にして、袋の縛り口と持ち手を縛った状態に出してください。

(ごみ分別大辞典に記載しています)

袋が破けたり、びんが散乱するなど、収集時に危険があるため、容量や重量が守られていないものは回収できません。

ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 平取町外 2 町衛生施設組合 電話 01457-2-2024  
日高町役場住民課 電話 01456-2-6182